



肥料価格高騰対策(春肥)のご案内

～肥料価格高騰に直面する農家の皆様を支援します～



肥料価格の高騰による農業経営への影響緩和のため、化学肥料の低減に向けて取り組む農業者の皆様の肥料費を支援します。



支援の対象となる肥料

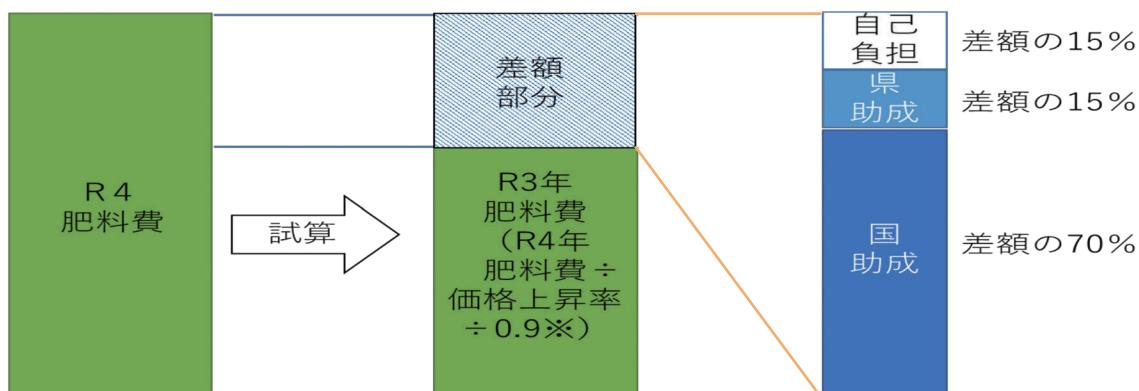
令和4年11月から令和5年5月に購入した肥料（本年の春肥として使用する肥料）が対象です。※この期間に予約注文した肥料も対象になりますが、納品が6月末までに行われたものに限ります。

支援の内容

化学肥料低減の取組を行った上で前年度から増加した肥料費について、国がその70%、県が15%の計85%を支援金として交付します。

支援金 =

$$\left\{ \text{当年の肥料費} - \left[\frac{\text{当年の肥料費} \div \text{価格上昇率} \div \text{使用量低減率}}{\begin{pmatrix} 1.4 \\ (\text{春肥}) \end{pmatrix} \quad \begin{pmatrix} 0.9 \end{pmatrix}} \right] \right\} \times \begin{array}{l} 0.7 \text{ (国)} \\ 0.15 \text{ (県)} \end{array}$$



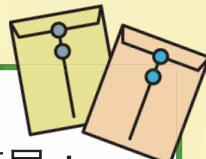
支援金額例(春肥) 当年肥料購入額10万円の場合

$$(100,000 - 100,000 \div 1.4 \div 0.9) \times 0.7 = 14,400 \text{ 円 (百円未満切捨て)}$$

$$(100,000 - 100,000 \div 1.4 \div 0.9) \times 0.15 = 3,000 \text{ 円 (百円未満切捨て)}$$

合計 17,400円

申請方法



- ・5戸以上の農業者グループで香川県農業再生協議会（事務局：県農業生産流通課）に申請してください。
- ・肥料購入先でまとめて申請する場合もありますので、お近くの農協、肥料販売店にお問い合わせください。
- ・農業者グループを作る場合は、お近くの農業改良普及センター又は、県農業生産流通課までお問い合わせください。

申請に必要なもの

- ① 本年春肥期間の令和4年11月～令和5年5月に注文又は購入した肥料の価格がわかるもの（**注文票＋請求書又は領収書**）
当用買いの場合は、注文票は不要です。
今回は、原則として、春肥分のみ申請してください。
- ② **化学肥料低減に向けた取組に2つ以上取り組むこと。**
(次ページの計画書で申告していただきます。対象作物が秋肥で申請したものと同じ場合は、同じ取組内容で作成してください。)
- ③ 販売農家であることが分かる書類（出荷伝票など）

支援金受取後

- ・ **化学肥料低減計画書に記載した取組みメニューに取り組んだことが証明できる書類（購入伝票、作業日誌など）の提出が必要**

スケジュール

今後の春肥のスケジュールは、概ね以下の予定です。

◆詳細が決まりましたら、再度周知いたします。

令和5年7月下旬
～8月頃

農業者から取組実施者への申請開始
◆詳細は申請を予定している農協、肥料販売店等にお問合せください

令和5年10月末頃

農協や肥料販売店等から県協議会への
申請締め切り

令和5年12月以降

農協や肥料販売店等への支援金の交付
◆農協や肥料販売店等に交付したのち、農業者への支払を行います



農業者の皆様に記入いただくもの



化学肥料低減計画書

「令和4年度又は令和5年度の取組」欄のうち、取り組めるものに○を記入してください。

間

作付概要

作物名	作付面積(ha)
〇〇〇	
〇〇〇	
その他 =1	

作物名は、支援金の対象肥料を使用する作物のうち、半分以上の面積を占めるもの、もしくは、作付面積上位の2品目を記載してください。残りはその他に面積を記入してください。

- 2つ以上に○が付けばOKです。
- これまで既に取り組んでいるものもカウントできます（その場合、1つ以上は、新しい取組または従来の取組の強化・拡大（「○」で記入）を含むようにしてください。）



○を付してください。

には、実施する取組メニューが2つ以上必要です。そのうち、取組の強化・拡大（「○」で記入）を含むようにしてください。

取組メニュー	前年度までの取組	令和4年度又は令和5年度の取組
ア 土壌診断による施肥設計	○	○
イ 生育診断による施肥設計		
ウ 地域の低投入型の施肥設計の導入		
エ 堆肥の利用	○	○
オ 汚泥肥料の利用(下水汚泥等)		
カ 食品残渣など国内資源の利用(エとオ以外)		
キ 有機質肥料(指定混合肥料等を含む)の利用		
ク 緑肥作物の利用		
ケ 肥料施用量の少ない品種の利用		
コ 低成分肥料(単肥配合を含む)の利用		
サ 可変施肥機の利用(ドローンの活用等も含む)		
シ 局所施肥(側条施肥、うね立て同時施肥、灌注施肥等)の利用		
ス 育苗箱(ポット苗)施肥の利用		
セ 化学肥料の使用量及びコスト節減の観点からの施肥量・肥料銘柄の見直し(アースに係るものを除く。)		
ソ 地域特認技術の利用()		

私は、添付した領収書(請求書)等記載の肥料(肥料費)について以下のとおり、確約します。

令和4年秋肥又は令和5年春肥として確実に購入し、自らの農業生産に使用します。

※チェック欄にチェックした上で署名してください。

氏名(自署)

(注) 事業年の肥料費は、秋用肥料については令和4年6月～10月、春用肥料については令和4年11月～令和5年5月に発注したことを証明する書類(注文票等)と、参加農業者が肥料費を支払ったことを証明する書類(領収書等)または支払い義務が生じていることを示す書類(請求書等)を提出すること。
なお、肥料の種類、数量、購入費が記載されているものに限る。

Q & A



問 い

答 え

<p>① 化学肥料の使用量を実際に2割減らすことが支援の要件ですか。</p>	<ul style="list-style-type: none">・ 化学肥料の2割低減に向けて、取組メニューのうち2つ以上行っていただければ支援対象となります。・ 選択された取組について、適切にフォローしていきます。
<p>② 既に化学肥料の低減に取り組んでいるため、更に低減することは難しい。</p>	<ul style="list-style-type: none">・ 令和3年以前から取り組んでいるものもカウントします。・ その際は、既に行っている取組の面積や量、実施回数など取組の拡大を1つ以上行ってください。
<p>③ 低減に向けた取組をしたいが、準備が必要なのですぐには行えない。</p>	<ul style="list-style-type: none">・ 令和5年度中に取り組んでいただければ結構です。・ 国内資源の利用など体制整備に時間をする取組は、期間内に取り組んでいただければ結構です。
<p>④ 領収書の提出が間に合わない場合はどうすればよいですか。</p>	<ul style="list-style-type: none">・ 領収書の発行が間に合わない場合は、請求書を提出いただければ、支援金をお支払いすることができます。農協、肥料販売店にご相談ください。
<p>⑤ 秋肥で水稻の追肥用肥料を申請したが、春肥でも水稻の肥料は申請はできますか。</p>	<ul style="list-style-type: none">・ 秋肥で追肥用肥料の申請をした場合、春肥では元肥用肥料のみ対象になります。・ ただし、秋肥で申請した肥料が作付面積の一部のみを対象としたものであった場合は、残りの面積分は春肥でも申請できます。

問い合わせ先

香川県農業再生協議会（事務局：香川県農業生産流通課）

TEL: 087-832-3422

FAX: 087-837-2481

E-mail : seiryu@pref.kagawa.lg.jp

※申請に必要な様式は、こちらからダウンロードできます。

<https://www.saiseikyo-kagawa.jp/ninaite/index.html> (県協議会 HP)

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/seiryu/hiryou-koutou/index.html> (県 HP)